使用済自動車の再資源化等に関する法律
（自動車リサイクル法）

フロン類回収業者登録の手引き

平成２７年４月

秋　　田　　市

目　次

１　登録申請について ---------- 1

２　新規登録 ---------- 2

３　更新登録 ---------- 3

４　登録後の手続き ---------- 4

フロン類回収業者登録および登録後のフロー ---------- 6

フロン類回収業者登録申請書添付書類一覧表 ---------- 7

＜提出・連絡先＞

秋田市環境部廃棄物対策課　産業廃棄物担当
〒０１１－０９０４
秋田県秋田市寺内蛭根３丁目２４－３
電話　：０１８－８６６－２０７６
FAX　：０１８－８６３－６７００

1　目的

この手引きは、本市で使用済自動車の再資源化等に関する法律におけるフロン類回収業を行う場合において必要とされる登録の申請を行う際に、適正かつ円滑に行っていただくことを目的としています。

なお、本市を除く秋田県内の他市町村でフロン類回収業を行う場合は、別に秋田県知事への登録が必要となります。

2　用語の定義

この手引において用いる用語の意義は、次のとおりです。

(1) 「法」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいいます。

(2) 「政令」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）をいいます。

(3) 「省令」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第７号）をいいます。

(4) 「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

(5) 「フロン類回収業」とは、法第２条第12項の規定による使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいいます。

(6) 「フロン類回収業者」とは、法第53条第１項の登録を受けた者をいいます。

3　登録申請について

(1) フロン類回収業者の登録

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒として使用されているフロン類の回収を行う事業者は、法に基づき、業を行おうとする事業所の所在地を管轄する自治体の登録を受けなければなりません。

秋田市内に業を行う事業所を持つ事業者は、本社が秋田市外であっても、本市への登録が必要です。

(2) 登録の要件

登録を受けるためには、以下の条件を満たしている必要があります。

ア　使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の所有権もしくは使用する権原を有すること。

イ　次の(ｱ)から(ｷ)までの事項に該当しないものであること（欠格要件）。

(ｱ) 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(ｲ) 法、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）もしくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(ｳ) 法第58条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２

年を経過しない者

(ｴ) フロン類回収業者で法人である者が法第58条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

(ｵ) 法第58条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(ｶ) フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ｱ)から(ｵ)のいずれかに該当するもの

(ｷ) 法人でその役員のうちに(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当する者があるもの

４　新規登録

(1) 新規登録の申請

新規登録申請は、省令様式第三のフロン類回収業者登録（登録の更新）申請書に、添付書類を添えて申請してください。

(2) 添付書類

添付書類一覧表の「新規」に示す書類を添付してください。

(3) 提出部数　　正本１部

(4) 申請手数料

申請書を受理した時に納入通知書を交付しますので、金融機関の窓口で次の手数料を振り込んでください。

新規　４，０００円

(5) 通知

ア　登録後、申請者にフロン類回収業者登録通知書を交付します。

イ　登録ができない場合は、理由を示して申請者に拒否通知書を交付します。

5　更新登録

(1) 登録の更新

ア　フロン類回収業者は、継続して業を行おうとする場合は、登録を受けてから５年ごとにその更新を受ける必要があります。

イ　登録の有効期間の満了の日までに更新登録申請がなされなければ、その効力を失います。

ウ　更新登録申請をしたにもかかわらず、登録の有効期間の満了の日までに登録の実施又は拒否がされなくても、従前の登録は、登録の実施又は拒否がされるまでその効力を有します。

(2) 更新登録の申請

更新登録申請は、省令様式第三のフロン類回収業者登録（登録の更新）申請書に、添付書類を添えて申請してください。

(3) 添付書類

添付書類一覧表の「更新」に示す書類を添付してください。

(4) 提出部数　　正本１部

(5) 申請手数料

申請書を受理した時に納入通知書を交付しますので、金融機関の窓口で次の手数料を振り込んでください。

更新　４，０００円

(6) 通知

ア　登録後、申請者にフロン類回収業者登録通知書を交付します。

イ　登録ができない場合は、理由を示して申請者に拒否通知書を交付します。

6　登録後の手続き

(1) 標識の掲示

登録を受けた事業者は、事業所ごとに登録通知書もしくは下記の要件を満たした標識を、公衆の見やすい場所に掲示してください。

ア　縦・横それぞれ20㎝以上の大きさであり、フロン類回収業者であることを示すもの

イ　氏名又は名称、登録番号、回収しようとするフロン類の種類を記載したものであること

(2) 登録の変更届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下のア～キに示す事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に、フロン類回収業者変更届出書（省令様式第四）と、添付書類一覧表の「変更」に示す書類のうち、変更に係る書類（変更後のもの）を添付して届出する必要があります。なお、届出に際して手数料は不要です。ただし、回収しようとするフロン類の種類の変更が伴わない、回収に使う施設の能力や、フロン類回収設備の数についてのみの変更は軽微なものとして、届出をする必要はありません。

ア　氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
イ　事業所の名称および所在地
ウ　法人にあっては、その役員の氏名
エ　未成年者にあっては、その法定代理人の氏名および住所
オ　回収しようとするフロン類の種類
カ　フロン類の回収に供する設備の種類および能力
キ　フロン類回収設備の数

(3) 廃業等の届出

フロン類回収業者として登録を受けた者が次表のいずれかの事由に該当したときは、その日から30日以内に、フロン類回収業廃業等届出書（使用済自動車の再資源化等に関する法律関連事業者の登録および許可事務等取扱要領で定める様式第４号）にフロン類回収業登録通知書を添付して提出してください。なお、届出に際して手数料は不要です。

事　　由	届　出　者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
フロン類回収業を廃止した場合	申請者である個人又は法人を代表する役員

フロン類回収業者登録および登録後のフロー

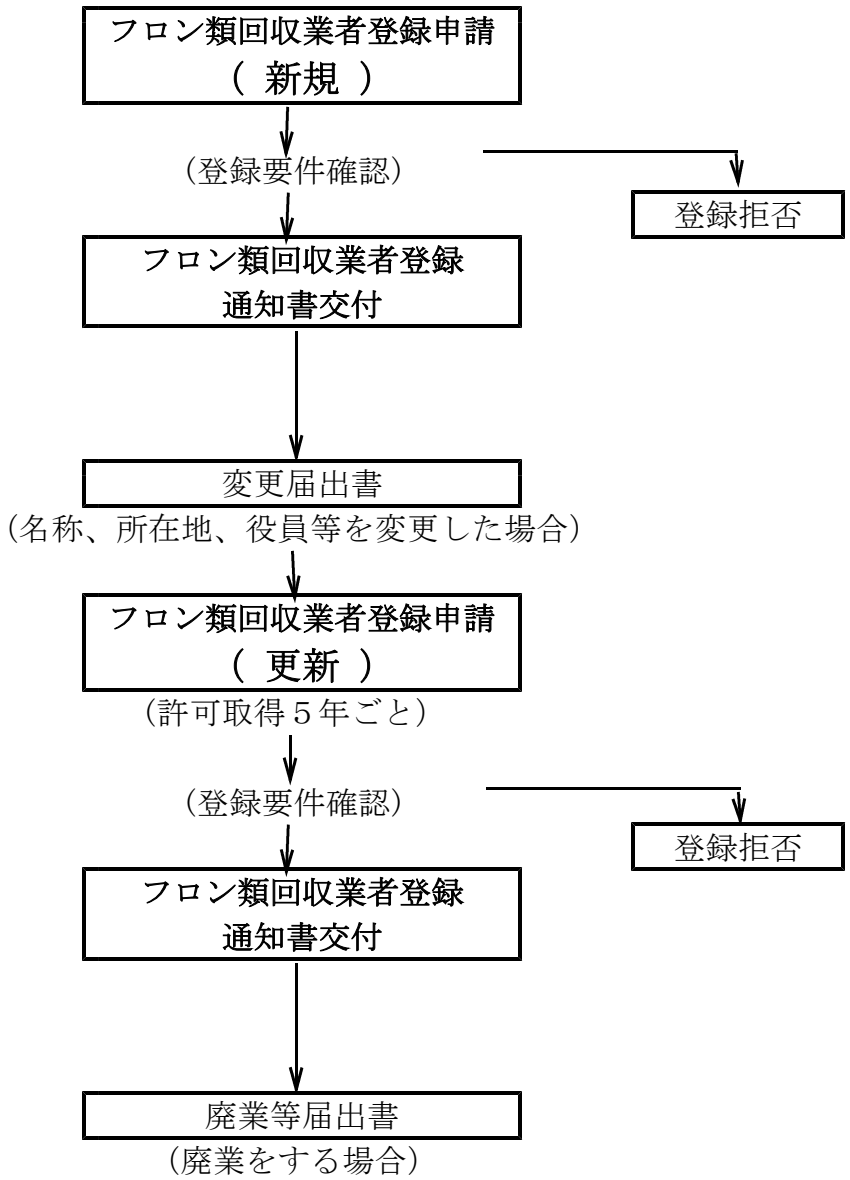

フロン類回収業者登録申請書添付書類一覧表

No.	申請等区分 ＼ 添付書類	新規	更新	変更届					備考
				住所	氏名称名又は名称	代表者、役員（法人）	法定代理人（未成年者）	フロン類種類、設備、能力等	
①	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	・申請者が法56条第1項で定める欠格要件に該当しないことを証する書面
②	（申請者が個人の場合）申請者の住民票の写し	○	○	○	○				・発行日より３ケ月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍の記載のあるものに限る。（外国人については国籍等）
③	（申請者が法人の場合）登記事項証明書	○	○	○	○	○			・発行日より３ケ月以内のものに限る。
④	（申請者が未成年者である場合）法定代理人の住民票の写し	○	○				○		・発行日より３ケ月以内のものに限る。
⑤	フロン類回収設備の所有権を有する事を証する書類	○	○					○	・自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し ・所有権を有しない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
⑥	フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類	○	○					○	・取扱説明書、仕様書、カタログ等のうちいずれかの写し（種類及び能力が記載された箇所のみの写しで可）
⑦	（申請者が法人の場合）役員および法定代理人一覧表	○	○			○	○		
⑧	通知書の写し	―	○	○	○	○	○	○	・更新登録申請、変更届の場合は添付

（注）同一の登録・許可権者に対して複数の申請を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば他の申請について省略できます。ただし省略されていることを示す文書の添付が必要です。